

地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令及び地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

- 地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令（平成十八年総務省・財務省令第一号）の一部改正（第一条）
- 地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令（平成十八年総務省・財務省令第一号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>地方財政法施行令第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令</p> <p>地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二条第四項、第十七条第四項、第二十一条第四項及び第二十八条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件は、総務大臣が地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項並びに地方財政法施行令第二条第三項、第二十一条第三項及び第二十八条第二項に規定する協議における同意をしようとする地方債、同法第五条の三第六項に規定する届出を受けた地方債、同令第十七条第三項に規定する報告を受</p>	<p>地方財政法施行令第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件を定める省令</p> <p>地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第二条第四項、第七条第四項及び第二十一条第三項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第十四条第二項に規定する総務省令・財務省令で定める要件は、総務大臣が地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項並びに地方財政法施行令第二条第三項、第七条第三項及び第二十一条第二項に規定する協議における同意</p>

けた地方債並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可をしようとする地方債の資金が同令第九条各号に規定する公的資金を含まないものであって、地方債の限度額が、次の地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額未満のものであることとする。

- 一 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次号において「指定都市」という。）
一億円
- 二 市（指定都市を除く。） 町村 四千万円

附 則

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行し、平成十八年度の地方債から適用する。
- 2 この省令の施行の日から平成二十七年までの間におけるこの省令の適用については、「第二十八条第三項」とあるのは「第二十八条第三項並びに附則第五条第四項」と、「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項並びに附則第五条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の八第一項」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間におけるこの省令の適用については、「第二十八条第三項」とあるのは「第二十八条第三項並びに附則第三条第四項及び第五条第四項」と、「第二十八条第二項」とあるのは「第二十八条第二項並びに附則第三条

並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可をしようとする地方債の資金が同令第四条各号に規定する公的資金を含まないものであって、地方債の限度額が、次の地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定める額未満のものであることとする。

- 一 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次号において「指定都市」という。）
一億円
- 二 市（指定都市を除く。） 町村 四千万円

附 則

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行し、平成十八年度の地方債から適用する。
- 2 この省令の施行の日から平成二十七年までの間におけるこの省令の適用については、「第二十一条第三項」とあるのは「第二十一条第三項並びに附則第五条第四項」と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第五条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の八第一項」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成二十一年度から平成二十五年度までの間におけるこの省令の適用については、「第二十一条第三項」とあるのは「第二十一条第三項並びに附則第三条第四項及び第五条第四項」と、「第二十一条第二項」とあるのは「第二十一条第二項並びに附則第三条

第三項及び第五条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の五の七第二項及び第三十三条の八第一項」とする。

4 地方債の許可手続に関する省令（平成十二年／大蔵省／自治省／令第一号）は廃止する。

第三項及び第五条第三項」と、「第三項から第五項まで」とあるのは「第三項から第五項まで並びに附則第三十三条の五の七第二項及び第三十三条の八第一項」とする。

4 地方債の許可手続に関する省令（平成十二年／大蔵省／自治省／令第一号）は廃止する。

○ 地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令（平成十九年総務省・財務省令第二号）の一部改正（第二条）

○ 地方財政法施行令附則第六条第一項に規定する総務省令・財務省令で定める数値及び事項を定める省令（平成十九年総務省・財務省令第二号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（財政状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値）</p> <p>第一条 地方財政法施行令（以下「令」という。）附則第六条第一項第一号ハに規定する財政状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値は、次のとおりとする。</p> <p>一 計画期間の最終年度の翌年度までの各年度（以下「各計画年度」という。）における地方財政法（昭和二十三年法律第九号。以下「法」という。）<u>第五条の三第四項第二号に規定する実質赤字額を各計画年度の前年度における法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額</u>（次号において「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値</p> <p>二 地方公共団体の法第五条の三第四項第一号に規定する地方債の元利償還金（以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と同項第一号に規定する準元利償還金（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところによ</p>	<p>（財政状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値）</p> <p>第一条 地方財政法施行令（以下「令」という。）附則第六条第一項第一号ハに規定する財政状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値は、次のとおりとする。</p> <p>一 計画期間の最終年度の翌年度までの各年度（以下「各計画年度」という。）における地方財政法（昭和二十三年法律第九号。以下「法」という。）<u>第五条の四第一項第一号に規定する合算額</u>を各計画年度の前年度における法第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（次号において「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値</p> <p>二 地方公共団体の法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金（以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と同項第二号に規定する準元利償還金（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところによ</p>

り地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で各計画年度の前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣及び財務大臣が定める数値

（公営企業の経営の状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値）

第三条 令附則第六条第一項第二号ハに規定する公営企業の経営の状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値は、次のとおりとする。

。ただし、第三号の数値については地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下この条において「法適用企業」という。）に限る。

- 一 イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数値
- イ 法適用企業 各計画年度における法第五条の四第三項第一号に規定する資金の不足額を各計画年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額で除して得た数値

- ロ 法第六条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの 各計画年度における法第五条の四第三項第二号に規定する資金の不足額を各計画年度の前年度の営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額で除して得た数

り地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で各計画年度の前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

三 前二号に掲げるもののほか、総務大臣及び財務大臣が定める数値

（公営企業の経営の状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値）

第三条 令附則第六条第一項第二号ハに規定する公営企業の経営の状況を示す数値として総務省令・財務省令で定める数値は、次のとおりとする。

。ただし、第三号の数値については地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下この条において「法適用企業」という。）に限る。

- 一 イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数値
- イ 法適用企業 各計画年度における法第五条の四第三項第一号に規定する資金の不足額を各計画年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額で除して得た数値

- ロ 法第六条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの 各計画年度における法第五条の四第三項第二号に規定する資金の不足額を各計画年度の前年度の営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額で除して得た数

値

- 二 法第六条に規定する政令で定める公営企業ごとの各計画年度の前年度の地方債に係る元利償還金に相当する額その他これに類する支出を合算した額又は減価償却費、企業債利息その他これらに類する支出を合算した額を、次のイからハまでに掲げる事業の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額又は量で除して得た数値
- イ 軌道事業及び鉄道事業（都市高速鉄道事業債をもってその建設、改良等に要する資金に充てているものに限る。） 各計画年度の前年度の旅客運輸収益の額
- ロ 病院事業 各計画年度の前年度の医業収益の額
- ハ その他の公営企業 各計画年度の前年度における給付について料金その他の収入を得ることができるサービスの供給量
- 三 各計画年度の前年度の末日における繰越欠損金の額
- 四 令第十條に規定する一般会計等からの繰入金の額
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣及び財務大臣が定める数値

値

- 二 法第六条に規定する政令で定める公営企業ごとの各計画年度の前年度の地方債に係る元利償還金に相当する額その他これに類する支出を合算した額又は減価償却費、企業債利息その他これらに類する支出を合算した額を、次のイからハまでに掲げる事業の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額又は量で除して得た数値
- イ 軌道事業及び鉄道事業（都市高速鉄道事業債をもってその建設、改良等に要する資金に充てているものに限る。） 各計画年度の前年度の旅客運輸収益の額
- ロ 病院事業 各計画年度の前年度の医業収益の額
- ハ その他の公営企業 各計画年度の前年度における給付について料金その他の収入を得ることができるサービスの供給量
- 三 各計画年度の前年度の末日における繰越欠損金の額
- 四 令第九條に規定する一般会計等からの繰入金の額
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務大臣及び財務大臣が定める数値